

千葉東高校 三つ葉会 会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は『千葉東高校 三つ葉会』と称する。

(目 的)

第2条 千葉東高校 三つ葉会（以下、「本会」という）は千葉東高校バスケットボール部の卒業生の親睦を図ること、並びに千葉東校現役バスケットボール部員の支援活動を目的とする。

第二章 会 員

(会員の資格)

- 第3条
1. 本会の会員資格を有する者は、千葉東高校バスケットボール部に所属した者に限る。
 2. 役員会は必要により、特別会員を設けることが出来る。特別会員は別途定める会費を免除とする。

(会 費)

第4条 会員は本会の規定に定める方法により会費を納めなければならない。

(入 会)

第5条 本会の会員に成ろうとする者は、所定の申込み用紙に必要事項を記載の上、会長に届け出るものとする。

(退 会)

第6条 会員は本会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出て退会する事が出来る。

第三章 組 織

(卒年別連絡員の編成)

第7条 会の運営を合理的かつ効率的にするために各卒年別に連絡員

を設けるものとする。

連絡員は各卒年の代表者を兼ねるものとする。

第四章 役員

(役員)

第8条 本会には以下の役員を置く。(以下①～③を「三役」という)

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 幹事長 1名
- ④ 会計 1名
- ⑤ 運営委員 若干名

(役員を選出)

- 第9条
1. 会長は役員会において選出される。
 2. 会長は会員のうちから副会長、会計、幹事長及び運営委員を任命する。

(役員任期)

- 第10条
1. 会長、役員任期は四年とするが、再任を妨げない。
 2. 役員に欠員が生じたときは会長が必要に応じて新たに役員を任命する。
 3. 補充役員任期は、前任者の残存期間とする。

(役員職務)

- 第11条
1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長が職務遂行に困難を期した時は職務を代行する。
 3. 幹事長は総会の際に全体を統括する。
 4. 会計は本会の会計職務を執行・統括する。
 5. 運営委員は、総会における役割分担を行い、総会を円滑に進めることを職務とする。(交渉・司会進行等)

第12条 本会の事業を円滑に遂行するために、会長が必要と認める

ときは臨時役員会を開催するものとする。

第五章 会議機関

(機関の設置)

第13条 本会に以下の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 特別委員会

(総会)

第14条 1. 総会は定期総会及び臨時総会とする。
2. 定期総会の開催時期は役員会に於いて協議を行い最終的には会長が決定する。
3. 臨時総会は会長が必要と判断した時に開催を宣言するものとする。

(総会の決議事項)

第15条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

1. 会費の徴収方法及び期限
2. 事業報告・決算報告
3. 事業計画・予算
4. その他、役員会において必要と認めた事項

(総会の議決方法)

第16条 1. 会員は総会において各1個の議決権を有す。
2. 総会の議事は出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 会員はあらかじめ通知された事項につき、書面および代理人をもって議決権を行使することが出来る。
4. 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会)

第17条 1. 役員会は、三役、会計、運営委員を以って構成し、本会運営の立案審議にあたる。
2. 役員会は、定期開催と必要に応じて会長が招集する臨

時開催がある。

3. 役員会は、出席した役員の数で成立する。
4. 役員会の議事は、出席した役員の過半数で承認される。

(特別委員会)

- 第18条
1. 特別委員会は役員以外の会員の意見を必要とするときに、会長判断で開催される。
 2. 特別委員会の委員は適宜、議案内容により役員会において選出される。
 3. 特別委員会は議案の完結をもって解散する。

第六章 会計

(事業年度)

- 第19条
- 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(収入)

- 第20条
- 本会の収入は以下に掲げるものをもって構成する。

1. 会費

- ① 会費は年払いとして総会参加時に各会員が現金で支払うものとする。
- ② 年額（金額）については、別途通知する。
- ③ 会費には総会参加費用が含まれる。

2. 支援金

- ① 支援金については、事業報告書にて氏名・金額の記載を行うものとする。

3. その他

(事業計画及び予算)

- 第21条
1. 会長は毎年総会までに事業計画及び予算を作成し総会で承認を経なければならない。
 2. 事業の提案が出た場合、役員会で取扱いを協議し、本

会にとって有意義な提案であれば役員会で決定する。

第七章 雑 則

(解散の残余財産)

第 2 2 条 本会が解散した場合において、残余財産がある場合は役員会の議決を経て処分するものとする。

(定めのない事項)

第 2 3 条 本会則において別に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な細則は役員会の議を経て、会長がこれを定める。

(改廃)

第 2 4 条 本会則、規定の改廃については役員会で決定する。

【補足説明】

『三つ葉会』とした理由について、千葉県立千葉東高等学校は以前の校名が千葉県立千葉第三高等学校と言う名称でした。(昭和 25 年 4 月～昭和 36 年 3 月まで、36 年 4 月より千葉東高等学校と成る)
千葉三高時代のバスケットボール部 OB の方々が卒業後に千葉の市民大会に出場する時に『三つ葉会』と称してチームを作りました。
千葉の葉と三高の三を組み合わせる名称とお伺いしております。
大先輩の方々のチーム名にあやかって、今回 OB・OG 会の名称を『三つ葉会』とさせて頂きました。

以上

草案 2024 年 10 月 13 日

制定 2024 年 12 月 30 日

施行 2025 年 4 月 1 日